

生徒心得

熊本県立高森高等学校 生徒会

○校内心得

1 登下校・出欠

基本的な生活習慣を身に付けるため、特に以下の項目を心得ること。

(1) 登校時刻

年間を通じて8時30分までに登校すること。

(2) 下校時刻

ア 3～10月までは19時00分完全下校とし、部活動等は18時30分までとする。

イ 11～2月までは18時30分完全下校とし、部活動等は18時00分までとする。

ウ 休日及び長期休業期間は17時00分完全下校とする。

(3) 欠席届

8時30分までに保護者から学校に連絡をすること。

(4) 遅刻届

8時30分までに保護者から学校に連絡をすること。登校後は、担任もしくは学年職員に報告すること。

(5) 早退届

保護者から学校に連絡すること。

(6) 外出について

登校後は無断で校外に出ないこと。やむを得ず一時外出する場合は、担任もしくは学年職員に許可をもらうこと。

2 頭髪・服装等

高校生における就職試験、進学試験の受験時を基準とし、特に以下の項目を心得ること。

(1) 頭髪・服装等は、華美にならず、端正・清潔であること。

(2) 服装

ア 冬季の制服は、学校指定のシャツ、ブラウス、ネクタイ、ブレザー、スラックス、スカートとする。

イ 夏季の制服は、学校指定のポロシャツ、スラックス、スカートとする。

ウ スカート丈は膝頭より上に上がらないこと。

エ セーターは学校指定のものとする。ただし、任意購入とする。

オ 靴下は制服に準じた華美でないものとする。

カ 防寒・防紫外線の上着は、制服に準じた華美でないものとし、制服を着た状態で着用すること。なお、室内では着用しないこと。

キ 冬夏制服の移行期間については、適宜連絡する。地域の気候の特性を踏まえ、1ヶ月程度の期間とする。

(3) 通学時の靴は、運動靴、スニーカー又は革靴とする。雨天・積雪時は長靴で構わない。

3 所持品

紛失、破損等防止の観点から、特に以下の項目を心得ること。

- (1) 自分の所持品については、自ら管理すること。
- (2) 学校教育活動上で不必要な物・現金、危険物は持ち込まないこと。

4 スマートフォン等の情報端末

学習環境の確立及び情報モラルの観点から、特に以下の項目を心得ること。

- (1) 私物の情報端末については、学校敷地内では電源を切り、通学用バッグに収納すること。「緊急アラーム」を除き、自動的に電源が入る場合も認めない。
- (2) 担当者から許可を受けた場合のみ使用することができる。
- (3) 校外における学校教育活動においても上記(1)(2)を遵守する。

5 通学関係

交通事故防止等の観点から、特に以下の項目を心得ること。

- (1) 自転車通学は所定の許可願いを提出し、許可を受けること。その際、防犯登録を受け、保険に加入すること。
- (2) 原付免許取得は、通学に利用する生徒のみを対象とし、その他の許可条件並びに通学条件を満たすこと。免許取得のための受験は、1年生の夏季休業以降の長期休業中とする。また、通学以外の目的に原付を使用しないこと。
- (3) 原付免許取得における申請手続きや許可条件並びに通学条件の詳細については、「原付通学に関する規定」に別途定める。

6 普通自動車等の運転免許取得

交通事故防止等の観点から、特に以下の項目を心得ること。

- (1) 普通自動車、準中型自動車、二輪(大型、普通、小型)等の免許取得については、3年生の11月第1土曜以降、自動車学校への入校及び通学を認める。また、免許証の取得については卒業後とする。
- (2) 免許取得における申請手続きや許可条件の詳細については、「自動車免許の取得について」に別途定める。

7 アルバイト

基本的な生活習慣の確立及び学校教育活動推奨の観点から、原則として長期休業期間のみとする。ただし、家庭の事情等でやむを得ない場合は長期休業期間以外についても許可する。特に以下の項目を心得ること。

- (1) 学業に支障がなく、高校生として無理がないこと。
- (2) 労働条件・職種・賃金など法律を遵守していること。
- (3) 危険を伴う職種や接客(酒席)は禁止する。
- (4) 時間は午後8時までとする。
- (5) 1年生は1学期期末考査以降の許可とする。
- (6) 家庭の事情等でやむを得ない場合は、年間を通じ土日祝日とする。原則として平日は認めない。
- (7) 申請手続きや許可条件の詳細については、「アルバイト規定について」に別途定める。

○校外心得

1 外出

自己の品位と学校の名譽を重んじ、社会通念を踏まえた自律的で良識ある行動、頭髪、服装等であること。また、身分証明証（生徒証）は、高森高校生としての身分を証明するものであり常に携帯すること。

2 交友

自他を大切にしながら、高校生として節度のある健全な交友関係を心がけること。

3 スマートフォン等の情報端末

情報モラル及び防犯の観点から、特に以下の項目を心得ること。

- (1) 自他の個人情報を流布しない。
- (2) SNS 等を利用した誹謗中傷、いじめをしない。
- (3) SNS 等で知り合った人と会わない。
- (4) 犯罪等の事案に係るようなサイトに接続しない。

4 その他

次の場合には必ず学校に連絡すること。

- (1) 海外旅行等、担任との緊急連絡が困難になる場合。なお、冬山登山は禁止とする。
- (2) 補導員、警察官に指導または補導された場合。

○生徒心得の改訂

生徒心得が社会通念及び学校や地域の実態に応じた適切かつ必要な範囲の内容となるよう、生徒・保護者・学校間で共通理解を持つことが重要である。これらを踏まえ、生徒心得の改訂については、生徒会執行部が中心となり、以下の手順を基本としたうえで年に1回以上実施する。

- (1) 生徒から意見を収集する。
- (2) 意見を整理し、第一案を立案する。
- (3) 生徒指導主事・生徒会顧問等に提案し、協議する。
- (4) 生徒・後援会執行部・職員に周知し、再度意見を収集する。
- (5) 意見を整理し、最終案を立案する。
- (6) 学校長に提案し、決裁を受ける。

○懲戒規定

- (1) 教育上必要があると認めるときは、懲戒指導を行う。
- (2) 懲戒の方法は訓告、停学及び退学とする。